

第五章 ビジョンの実現に向けた実施計画

1 水道事業等の実施計画

(1) 串間市上水道事業

串間市上水道事業は、平成 27 年度を目標とした第 5 次整備事業を推進しています。この事業では、従来の穂佐ヶ原、白坂水源系の取水、浄水施設を全面的に再構築して、高度浄水処理施設「膜ろ過設備」を整備し、水道の「安心」「安定」の向上を図ろうとするものです。また、隣接する簡易水道事業の安定供給を図るための施設規模を持たせています。

(2) 簡易水道事業等

水道事業は、平成 28 年度までにすべての事業を統合して、一事業で経営することが求められています。このため、串間市としては、「簡易水道事業統合計画書」を見直して、水道事業の経営状況を勘案しながら、段階的な施設統合、老朽化施設の整備を計画的に推進します。

2. 年次スケジュール

基本目標や施策目標に基づく具体的な施策の年次スケジュールを下記に示します。なお、スケジュール期間は、短期（平成 22 年度～25 年度）、中期（平成 26 年度～30 年度）、長期の（平成 31 年度以降）の 3 期に分類しています。

(1) 【持続】 安定した事業経営を維持します。

施 策				スケジュール		
				調査・計画	実施	継続
		具体的な施策		短期 H22～H25	中期 H26～H30	長期 H31以降
(1) 経営 基盤 の 強化	①健全経営 の維持	事業資金の確保	簡易水道経営統合			
			資産台帳整備			
			適正料金と 有利な財源確保			
			コスト縮減			
	②収納率の向上	窓口業務の拡充	納入方法調査 窓口業務の改善			
	③業務体制 の効率化	業務の見直し	業務の一元化 第三者委託導入の検討			
	④業務の合理化 と経費節減	I T の活用による 業務の効率化	I T 技術の活用 職員資質の向上 業務の見直し			
	⑤検針・料金徴 収システムの合 理化	検針業務 の合理化	マニュアル作成、活用 検針員との連携強化			
	⑥公正な 業務評価	業務評価の実施	P I による業務評価			
	(2)技術基盤の強化 人材育成技術職員確保		専門職員確保 技術者者育成			
(3) 水道 事業 の 維持 適 切 運 営	①維持管理 の合理化	事業統合 施設の再編	計画的事業統合 施設の適正配置			
			維持管理施設の整備			
	②維持管理体制 の強化	台帳整備と点検 調査の強化	施設・管路台帳整備			
			点検調査の強化			
(4) 顧客サービス向上	①情報公開と説明責任	情報共有	広報紙、 ホームページの活用			
	②顧客ニーズの把握	サービスの向上	サービスの充実 顧客満足度調査			

(2) 【安心】 安心しておいしく飲める水を供給します。

施 策				スケジュール		
				調査・計画	実施	継続
具体的な施策				短期 H22～H25	中期 H26～H30	長期 H31以降
(1) 安心な水の供給	①水源水質保全と浄化機能の強化	水源水質保全	水源地上流域の保全			
		水源水質監視	農薬等水質監視体制強化			
		浄水機能強化	膜ろ過設備での機能強化			
		水質検査の充実	指標菌検査と対応策検討			
	②塩素消毒管理の徹底	残留塩素の管理	塩素剤の品質管理 塩素注入量の低減			
(2) 蛇飲める水の供給	①貯水槽水道の指導	給水装置の維持管理の周知徹底	指導の徹底と啓発 指定工事店との連携			
	②直結給水の推進	直結給水範囲の拡大	配水本管水圧確保 漏水調査			
	③水質管理の徹底	給水設備の監督指導の強化	法令の周知と遵守 監督・指導の強化徹底			
(3) 水道の未普及、地域支援	小規模水道等の施設、水質管理指導強化	施設、水質管理の指導と実施	実態把握			
			施設、水質管理の指導 点検・管理の実施			
		資金的な支援	補助金交付			

(3) 【安定】 いつでも安定的に生活用水を供給します。

施 策				スケジュール		
				調査・計画	実施	継続
具体的な施策				短期 H22～H25	中期 H26～H30	長期 H31以降
(1) 安定した給水の確保	①新規水源の開発	水源施設の新設	施設整備			
	②施設能力維持機能の確保	配水池容量の確保	配水池の更新			
			管理道路整備 付帯機器の更新			
(2) ライフライン機能の確保	③未普及解消	公営水道の整備	実態把握、意向調査 補助制度事業の導入			
	①水質事故やテロ対策	監視システムの充実	無人化施設の常時監視 中央監視装置の充実			
	②災害に強い水運用	取水・配水系の系統化と施設整備	配水系統の見直しと統合 耐震貯水槽の新設			
			水源水質の監視、 取水制御			
	③基幹施設の耐震化	施設の補修・補強、更新	西区、東区浄水場新設			
			既設配水池調査診断と計画的な補修、補強			
	④配水管の更新と耐震化	管路の更新(布設替)	管路の計画的な更新 連絡管の整備			
	⑤災害時のライフラインの確保	災害マニュアルの充実と訓練	緊急給水拠点の整備			
			緊急時用のポリパック等の備蓄			
			緊急応援体制の強化			
	⑥渇水対策	良質な水源の開発	新規水源整備			

(4) 環境への影響を低減し環境保全へ貢献します。【環境】

施 策				スケジュール		
				調査・計画	実施	継続
				短期 H22～H25	中期 H26～H30	長期 H31以降
(1) 環境 対策 の 推 進	①水源水質の 保全・監視強化	水源上流域 の保全 水源地域 の監視強化	福島川上流域の保全			
			汚染源の実態把握、監視			
	②水道施設 環境負荷の低減	電力消費量 の削減	省エネ対策機器の導入			
	③建設工事 における 環境負荷の低減	再生可能材料 の利用	建設副産物の減量化			
			再生アスコン、 再生砕石等の利用			
(2) 有効 率 の 向 上	①有効率95% 以上を確保	漏水防止策 と住民啓発	老朽施設の漏水調査 と更新			
			管路の漏水調査と修繕			
			給水装置の漏水防止			
			節水意識の啓発			

3 事業による効果

水道ビジョンに基づいて、具体的な施策を実施することにより次のような効果が期待されます。

《水道事業全般》

- 経営基盤が強化され、健全経営が維持されます。
- 水道に関する情報を分かりやすく発信し、市民の身近な水道になります。
- 計画的、効率的な維持管理を実施し、今まで以上に「安心な水」を「安定」して供給し、水道に対する信頼性が向上します。

《上水道事業》

- 大雨が降っても安定した取水ができます。
- 地震災害等により水源の濁りが限度を超えた場合でも、取水を止めて、ある程度おさまってから取水を再開しますので、浄水場の機能が確保されます。
- 水源で多少の濁りがあっても、新設する高度浄水処理施設（膜ろ過法）により、濁りを除去することができます。
- 適正な浄水施設の運転と浄水濁度を管理することで、クリプトスポリジウム等の水質リスクへの対応が可能になります。
- 水源施設、浄水場施設の大部分で耐震化が図られ、地震に強い水道施設になります。

《簡易水道事業等》

- 上水道事業に統合することで、経営基盤が強化されます。
- 上水道事業との施設統合、老朽化施設の更新事業により、「安心な水」が「安定」して供給されます。